

令和7年度PFSを活用した特定保健指導業務（単価契約）（債務負担行為）に係る プロポーザル実施要領

1. 業務概要

（1）件名

令和7年度PFSを活用した特定保健指導業務（単価契約）（債務負担行為）

（2）業務の目的

清瀬市では、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病予防の推進及び医療費適正化の一環として、特定健診・特定保健指導などの生活習慣病対策に取り組んでいる。

令和6年度の特定保健指導の目標実施率が21%である中、令和5年度直近3年間の指導実施率は約17.3%と目標値に到達しておらず、更なる実効性の向上が課題となっている。

そこで、仕様発注を受託事業者の経験やアイデアを基に自由に事業プランを構築できるプロポーザル方式とし、更に「成果連動型民間委託契約方式（PFS）」を導入し、より効率的かつ効果的な事業体制の構築を目指すこととする。なお、令和7年度の本事業の目標値は、特定保健指導実施率22.0%、メタボリックシンドロームの該当者割合19.0%、予備群の割合11.4%としている。

清瀬市が実施する特定健康診査の結果から特定保健指導が必要と判定される者（以下「対象者」という。）に対して特定保健指導を実施するにあたり、①対象者への利用勧奨②受付対応③動機付け支援④積極的支援に係わる業務を委託し、特定保健指導の利用率の向上を図るとともに、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数を減少させることを目的とする。

（3）業務内容

別紙「令和7年度PFSを活用した特定保健指導業務（単価契約）（債務負担行為）成果水準書（仕様書）（資料2）」のとおり。

（4）契約期間

契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで

（5）予算規模（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和7年度 固定費部分 3,914,900 円 成果報酬部分 0 円

令和8年度 固定費部分 1,376,100 円 成果報酬部分 2,200,000 円

（6）支払い条件

本事業の支払いは、「固定部分」と「成果報酬部分」の2種類によって構成される。

①固定部分

実績に関わらず支払うもの。

②成果報酬部分

成果指標の達成度に応じて支払うもの。

詳細は、資料 2「令和 7 年度 PFS を活用した特定保健指導業務（単価契約）（債務負担行為）成果水準書（仕様書）」の 1 2 及び 1 3、1 4 を参照。

2. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次のすべての要件を満たすものとする。

- （1）清瀬市における入札参加資格を有していること。
- （2）清瀬市指名競争入札参加者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- （3）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （4）平成 2 5 年度以降に区市町村（都道府県を除く地方公共団体）の特定保健指導業務の受託実績があること。

3. 企画提案書等の作成及び提出

参加事業者は、別紙「令和 7 年度 PFS を活用した特定保健指導業務（単価契約）（債務負担行為）成果水準書（仕様書）（資料 2）」に定める仕様に沿った企画提案書等の必要書類を、「企画提案書等作成要領（資料 3）」に基づき以下のとおり作成し提出すること。

（1）参加表明書

① 提出書類

提出書類	様式等	提出部数
参加表明書	【様式 1】 添付資料：入札参加資格登録証の写し	1 部

② 提出方法

ア. 提出期間

令和 7 年 4 月 8 日（火）午前 8 時 3 0 分から

令和 7 年 4 月 1 7 日（木）午後 3 時まで

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

イ. 提出先

本実施要領「1 2. 担当課」に掲げる担当課

ウ. 提出方法

持参又は郵送、いずれの方法でも提出期間内必着とする。なお、郵送による場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

(2) 企画提案書

① 提出書類

提出書類	様式等	提出部数
企画提案書	【様式2】 企画提案書表紙	1 部
	【様式3】 業務実施体制	1 0 部 (様式3～4を1組とする)
	【様式4】 業務実績	
	【様式自由】 業務提案書 添付資料：業務行程、スケジュール表	1 0 部
	【様式5】 見積内訳書	1 部
	【様式自由】 見積書	1 部
	【参考資料】 参加事業者の自社パンフレット	1 部

② 提出方法

ア. 提出期間

令和7年5月1日(木) 午前8時30分から

令和7年5月9日(金) 午後3時まで

※持参による場合の受付時間は、休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ. 提出先

本実施要領「12. 担当課」に掲げる担当課

ウ. 提出方法

持参又は郵送、いずれの方法でも提出期間内必着とする。なお、郵送による場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

4. 質問の受付及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成、提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに仕様書及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

① 提出方法

別紙、【様式6】質問票」に質問内容を記入のうえ、電子メールで送付すること。なお、質問書の提出回数は、1回のみとする。また、電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

② 提出先

本実施要領「12. 担当課」に掲げる担当課

③ 受付期間

令和7年4月8日(火) 午前8時30分から

令和7年4月23日（水）午後5時15分まで

④ 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、令和7年4月30日（水）（予定）に全社（担当者）宛てに電子メールにて送付する。

5. 審査概要

令和7年度 PFS を活用した特定保健指導業務（単価契約）（債務負担行為）に係るプロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）において、以下の審査方法により提案内容を審査し、最も本件業務に適していると認められる業者を選定する。

（1）審査方法

委員会において、提出された企画提案書等の内容について審査し、企画提案内容を総合的に評価する。審査にあたっては、企画提案書等の内容に関する事業者のプレゼンテーションを実施し、これを参考にすることとする。

評価は評価項目別に点数化して実施し、評価点数の合計点が最高得点となった事業者を受託候補者として選定する。

（2）評価項目

評価項目は下表に掲げるとおりとする。

評価項目		着眼点	配点
① 業務提案内容 ・様式2 企画提案書	対象者の特性の把握	国民健康保険の被保険者が対象であることと、市の特性を考慮した企画があるか	4
	利用案内文書の作成と送付	利用申し込みを促すのに効果的な工夫が施されているか（文書） ※見本があれば添付すること	4
		利用申し込みの状況に合わせて、案内文書の内容変更などの柔軟な対応ができるか	3
	利用勧奨の内容及び申込の受付方法	利用勧奨のノウハウが充実しているか、また申し込みを増やす工夫があるか ※電話対応のマニュアルがある場合には添付すること	7
	利用勧奨の実施スケジュール	スケジュールや回数等が有効かつ妥当か	7
	初回面接から実績評価までのフロー	スケジュールやフローなど、基本的な内容が有効かつ妥当なものか、初回面談開始まで、スピード感を持って実施できているか	5

評価項目		着眼点	配点
	使用教材、ツールの等の例	使用教材、ツール等の例を添付すること 対象者にとって、それらが有効かつ妥当なものか	4
	対象者の生活習慣を変化させる工夫	対象者の生活習慣を変化させる工夫が有効かつ妥当なものか	7
	対象者の特性に合わせた指導の例	対象者の特性に合わせた指導の例を記載すること 対象者にとって、それらが有効かつ妥当なものか 情報通信技術を活用した遠隔型の特定保健指導を実施する場合、体制（機器、アプリケーション、指導に従事する者の習熟度、対象者へのフォローなど）が妥当か	10
	支援終了後の行動継続につながる工夫	支援終了後の行動継続につなげる工夫が有効かつ妥当なものか	4
	脱落者防止策	指導実施中の脱落者発生防止について、効果の見込める取組を提案しているか ※過去の実績を説明する場合は、国民健康保険と社会保険と区別して説明すること	10
	事故対応、苦情対応	適切に事故対応できる対応策がとられているか 適切に苦情対応できる対応策がとられているか （窓口、手順、連絡体制等）	4
②プレゼンテーション	説明力	企画提案の説明、質疑応答における説明力は十分か	4
	積極性	担当者の本業務に対する取り組み姿勢は積極的か	4
③業務体制・業務実績 ・様式3 業務実施体制 ・様式4 業務実績	業務体制	担当者の状況（資格、経験等）と業務執行体制は妥当か	6
		従事者の育成のため、効果を見込める研修等の取組をしているか	6
		業務遂行に必要な実績があるか 実績は国民健康保険と社会保険を区別して説明すること	4
④経費見積 ・様式5 見積内訳書	経費見積	提案された内容について適切に積算されているか	7
評価合計			100

(3) 結果通知

審査結果については、令和7年5月23日（金）（予定）までに本市より書面で通知する。

(4) その他

審査経緯及びその内容についての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立てについても受け付けない。

6. プレゼンテーション

(1) 実施日

令和7年5月19日（月）（予定） ※時間については別途通知する。

(2) 場所

未定 ※場所については別途通知する。

(3) 提案時間

プレゼンテーション 20分

質疑応答 15分

(4) その他

プレゼンテーション時の追加資料の使用は認めない。

7. 日程

募集開始（告示日）	令和7年4月8日
参加表明書受付締切	令和7年4月17日
質問受付締切	令和7年4月23日 午後5時15分まで
質問回答	令和7年4月30日
企画提案書等受付締切	令和7年5月9日 午後3時まで
プレゼンテーション	令和7年5月19日（予定）
結果通知	令和7年5月23日（予定）
契約締結	令和7年6月下旬（予定）

8. 失格条項

本プロポーザルの提案者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(2) 参加資格を満たさなくなった場合。

(3) 本業務委託料見積金額が本実施要領「1.（5）予算規模」に掲げる額を超過する場合。

- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為のあった場合。

9. 受託候補者の取消し等

委員会は、受託候補者の選定後に失格条項が発覚した場合、もしくは受託候補者が辞退を申し出た場合は、受託候補者としての決定を取り消すものとする。なお、この場合は、新たなプロポーザル審査は実施せず、プロポーザル審査の結果第2順位となった参加事業者を繰り上げて、受託候補者として選定する。

10. 業務委託契約に関する事項

- (1) 市は、委員会が選定した受託候補者を本業務委託契約に係る随意契約相手先として特定し、業務の詳細内容の協議を実施するものとする。
- (2) 本業務の委託契約内容は、業務委託仕様書その他、清瀬市契約事務規則（昭和61年4月1日規則第4号）及び清瀬市業務委託契約約款によるものとする。
- (3) 本業務の実施にあたっては、企画提案書等に記載された担当者は、特別な理由がある場合を除き変更することはできない。

11. その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。
- (5) プレゼンテーションには、特別な理由がある場合を除き企画提案書等に記載された担当者（実際に本業務を担当する者）が出席すること。
- (6) 提出があった企画提案書等は、原則、プロポーザル審査以外の用途に使用しない。ただし、清瀬市情報公開条例（平成13年清瀬市条例第20号。以下「条例」という。）による公文書開示請求があった場合は、市が条例第7条に規定する不開示事項に該当すると判断した情報を除き、原則、すべて開示するものとする。

提出事業者において、企画提案書等に掲載する情報が開示にあたって支障がある情報である場合は、企画提案書等とは別途に資料を調製し、その旨を当市プロポーザル担当者に事前に通知した上で資料の提出を行うものとする。この場合において、市が条例に規定する不開示事項に該当しないと判断した場合は、この情報を開示する場合もある。

12. 担当課

〒204-8511

清瀬市中里5丁目842番地

清瀬市生涯健康部健康推進課成人保健係

Tel : 042-492-5111（内線2414）

F a x : 0 4 2 - 4 9 5 - 9 2 2 2

E - m a i l : ken_sui@city.kiyose.lg.jp

1 3 . 添付資料

- (1) 提出書類の様式 (資料 1)
- (2) 成果水準書 (仕様書) (資料 2)
- (3) 企画提案書等作成要領 (資料 3)